

意見書

平成18年1月18日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしがいいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびー かぶしがいいしゃ
氏 名 BBテクノロジー株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

涉外第17-311号

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) にっぽん かぶしがいいしゃ
氏 名 日本テレコム株式会社
だいひょうしつこうやくしゃちょう くらしげ ひでき
代表執行役社長 倉重 英樹

情報通信審議会議事規則第5条により、平成17年12月20日付け情審通第141号で公告された省令案に関し、別紙の通り意見を提出します。

[要旨]

1. 第一種公衆電話発 - 固定電話着の市内通話の取り扱いについて

- ・ 公衆電話にかかる通話に関し、接続事業者の設備を介した通話に関しても補填の対象とすることは、接続事業者の設備は補填の対象になっていないにもかかわらず、適格事業者の設備のみ補填するという問題があるものと考えます。
- ・ また、公衆電話発信にかかる接続料について、公衆電話コストは毎年上昇傾向にあるため、接続料の単価を前年度のコストに基づいて設定した場合、接続料にかかる設備の収支は赤字となります。ユニバーサルサービス補填額は、当該年度のコストに基づいて算定されるため、その赤字が穴埋めされ、更にタイムラグ精算分については、適格事業者の過剰な収益となります。
- ・ 答申においても、赤字額の抑制を図るためのインセンティブが強く働く方式の採用が必要としていることから、接続事業者を介する公衆電話のコストに関しては、補填の対象外とするか、タイムラグ精算を廃止すべきと考えます。

2. 拠出の額の上限割合について

- ・ 拠出の額の上限割合は、答申に基づき、全電気通信役務の収入の3%としておりますが、この場合、電気通信番号数が同一であっても他のサービスの収益が異なる事業者の負担上限が異なるという不合理な事態も発生します。
- ・ 答申の考え方は負担能力に重きを置いたものであり、制度制定時の環境等を勘案し、本来の制度の在り方に特別な配慮を行ったものと認識しておりますが、本来負担の公平性の観点からは、拠出方式を番号ベースとすることと整合を図るべきと考えます。

3. 公衆電話にかかる補填額の算定について

- ・ 公衆電話の原価の算定方法としては、答申のとおり効率化インセンティブが強く働く方式とすべきであり、基金に対する国民のコンセンサスを得るためにも、NTT東西殿には、早急に台数削減や有効活用等の抜本的な効率化施策の提示を要望します。

4. 負担額の算定方式について

- ・ 負担金の算定方法および支援機関による番号単価の公表については、答申にも示されたように、基金への拠出状況を利用者に対して明示するにあたって事業者毎に明示方法が大きく異なることを担保するものであり、賛同いたします。

5. 利用者への明示について

- ・ ユニバーサルサービスの維持が最終的に利用者の負担によって成り立っていることを利用者にわかりやすく知らせるべきであり、利用者への説明については、何らかのルール化を行うべきと考えます。

1. 第一種公衆電話発 - 固定電話着の市内通話の取り扱いについて

- ・ 算定規則第8条2項においては、接続電気通信事業者より、引き続き第一種公衆電話発 - 固定電話着の市内通話等の通信量の報告が求められており、それに基づいて負担額が算定されることになっております。
- ・ しかしながら、公衆電話にかかる通話に関し、接続事業者の設備を介した通話に関しても補填の対象とすることは、以下の問題があるものと認識しております。

通話の一端を担う接続事業者の設備は補填の対象になっていないにもかかわらず、その通話の一部を構成する適格事業者の設備のみ補填する構造となります。

接続事業者は、適格事業者に公衆電話発信にかかるコストを支払っておりますが、現状の接続料制度および収入費用方式相殺型による補填額の算定においては、以下の問題が発生いたします。

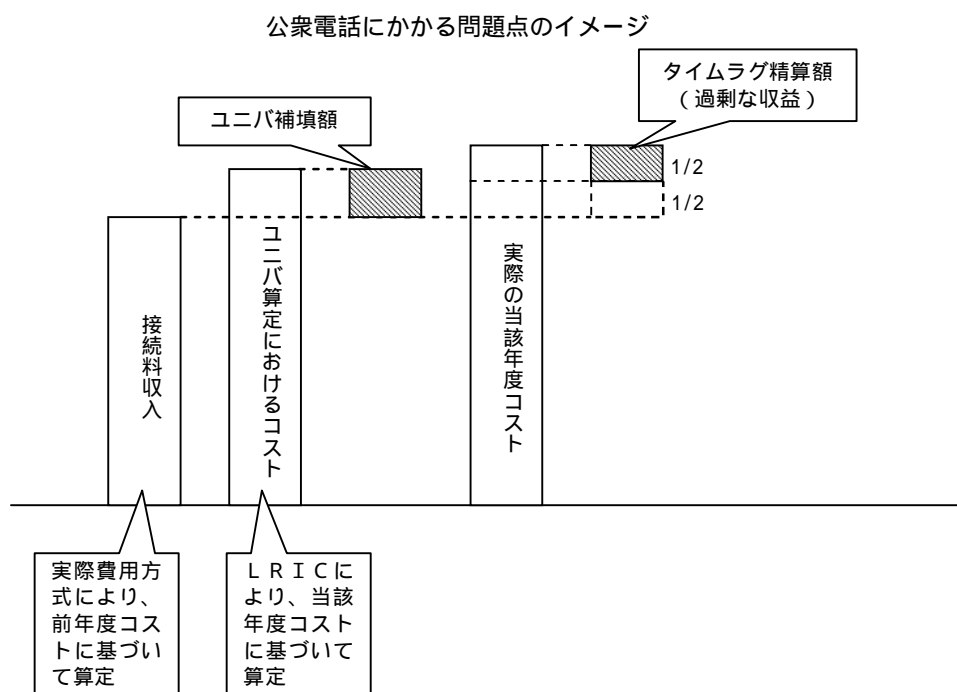
【前提】

- ・ 公衆電話接続料は、実際費用方式（過去原価方式）により、公衆電話接続料は前年度のコストに基づいて算定され、翌年度に当該年度コストとの差額の1/2が精算される（タイムラグ精算）。
- ・ ユニバーサルサービス補填額は、長期増分費用方式により、当該年度のトラヒックに基づいて算定される。
- ・ トラヒック減少により、公衆電話の接続料は毎年値上げ傾向にある。

【問題点】

- a) 公衆電話コストは毎年上昇傾向にあるため、接続料の単価を当該年度のコストよりも安い前年度のコストに基づいて設定した場合、接続料にかかる設備の収支は赤字となる。
 - b) ユニバーサルサービス補填額は、当該年度のコストに基づいて算定されるため、アナログ第一種公衆電話に関しては、a)で発生した赤字が穴埋めされてしまう。（穴埋めされないのは、実際費用方式と長期増分費用方式の差のみ）
 - c) さらに、翌年度のタイムラグ精算において値上げ分の1/2が接続事業者から支払われるため、タイムラグ精算分については、適格事業者の過剰な収益となる。
- ・ これでは、タイムラグ精算の意味が失われるとともに、長期増分費用方式に基づくユニバーサルサービス補填額の算定による公衆電話効率化の趣旨も没却されるものと考えます。公衆電話については現状でも十分な効率化がなされず、接続料が値上げされ続けており、また、平成17年10月25日の「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」答申において、公衆電話の補填額の算定に関し「N T T 東・西において赤字額の抑制を図るためのインセンティブが強く働く方式の採用が必要」としている中で、上記の問題がある算定方法を導入すべきではないと考えます。

- したがって、接続事業者を介する公衆電話のコストに関しては、ユニバーサルサービスの補填の対象外とするか、公衆電話のタイムラグ精算を廃止すべきと考えます。



2. 拠出の額の上限割合について

- 算定規則第24条では、拠出の額の上限割合を音声伝送役務・専用役務・データ伝送役務のすべての収入の3%としておりますが、これは平成17年10月25日の「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」答申に基づいたものと認識しております。
- 具体的には、答申では、個々の事業者の負担額の上限について、現行制度の基準（対象役務の収益の3%）を変更すべきでないとしており、また、「負担額の上限を決める対象役務の収益は、新たな拠出方式を電気通信番号ベースとすることとの整合を図るべき」とした弊社意見に対し、「答申（案）に対して寄せられた意見及びそれに対する考え方」では、「負担額の上限等を決める対象役務の収益については、負担事業者の拠出能力、負担金の額の著しい増加の防止、負担金の額予見可能性を与える等の観点から検討を行うべきものであり、拠出比率の算定方式と必ずしも整合すべきものではない」としております。
- しかしながら、全電気通信役務収入の3%とした場合、例えば、直収電話と中継電話・DSLを兼業している事業者と中継電話やDSLのみ行っている事業者の負担上限や、電気通信番号数が同一であっても他のサービスの収益が異なる事業者の負担上限が異なるという不合理な事態も発生いたします。
- このような考え方は、負担能力に重きを置いた考え方であり、本来、負担の公平性の観

点からは、整合を図るべきものと考えます。

- ・ 答申の考え方は、制度制定時の環境等を勘案し、本来の制度の在り方に特別な配慮を行ったものと認識しており、今後のユニバーサルサービス制度の見直しにおいては、制度の運用状況や環境変化を勘案し、本来の制度の在り方を検討すべきと考えます。

「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」 答申（案）に対して寄せられた意見及びそれに対する考え方（P.50）

拠出比率の算定方式については、答申「第4章第2節 1 基本的視点」において述べているとおり、受益者負担制度の原則を維持しつつ、競争中立性、検証可能性及び簡素性の観点から検討を行ったものである。一方、負担額の上限等を決める対象役務の収益については、負担事業者の拠出能力、負担金の額の著しい増加の防止、負担金の額予見可能性を与える等の観点から検討を行うべきものであり、拠出比率の算定方式と必ずしも整合すべきものではないと考えている。なお、上記の観点から、負担額の上限等を決める対象役務の収益については、電気通信事業収益とすることが適当と考える。

3. 公衆電話にかかる補填額の算定について

- ・ 算定規則第5条1項3号においては、公衆電話の交付金の算定方法として原価が収益を上回る額としておりますが、原価の算定方法としては、答申のとおり、効率化インセンティブが強く働く方式とすべきと考えます。
- ・ ユニバーサルサービス基金に対する国民のコンセンサスを得るためにも、NTT東西殿には、早急に台数削減や有効活用等の抜本的な効率化施策の提示を要望すると同時に、それに基づいた原価の算定を行うべきと考えます。

「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」答申（平成17年10月25日）P.40

ただし、収入費用方式を採用すると赤字額の拡大に伴い基金による補填額が増加する。今後、携帯電話の普及等により更に第一種公衆電話の利用が減少すると見込まれる中、NTT東・西において赤字額の抑制を図るためのインセンティブが強く働く方式の採用が必要と考えられる。

4. 負担額の算定方式について

- ・ 算定規則第27条1項および2項において規定された負担金の算定方法(各社各月の負担金額 = 番号単価 × 各社各月末の稼働番号数)および支援機関による番号単価の公表については、答申にも示されたように、基金への拠出状況を利用者に対して明示するにあたって事業者毎に明示方法が大きく異なることを担保するものであり、賛同いたします。

「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」答申(平成17年10月25日)P.40

接続電気通信事業者等においては、基金への拠出状況を利用者に対して明示することにより、基金への拠出が適正に行われていることを積極的に示していくことが望ましい。その際、利用者利便の観点からは、事業者毎に明示方法が大きく異なることが望まれる。

5. 利用者への明示について

- ・ 答申で「接続電気通信事業者等においては、基金への拠出状況を利用者に対して明示することにより、基金への拠出が適正に行われていることを積極的に示していくことが望ましい」とあるように、ユニバーサルサービスの維持が最終的に利用者の負担によって成り立っていることを利用者にわかりやすく知らせるべきであり、利用者への説明については、何らかのルール化を行うべきと考えます。

「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」答申(平成17年10月25日)P.40

接続電気通信事業者等においては、基金への拠出状況を利用者に対して明示することにより、基金への拠出が適正に行われていることを積極的に示していくことが望ましい。その際、利用者利便の観点からは、事業者毎に明示方法が大きく異なることが望まれる。

以上